



旭川東警察署交通だより

令和 8 年 2 月

ストップ・ザ・交通事故

旭川東警察署

自転車の交通違反への 「青切符」制度の開始について

自転車の交通違反への「青切符」制度

内容

2026年（令和8）年4月1日から、自転車の交通違反で切符を切られると「**反則金**」を納める必要がある制度が開始されます。

対象

16歳以上の者（高校生も含まれます）

反則金の例

- 自転車運転中のスマホ使用 1万2,000円
- 傘差し運転、イヤホン運転 5,000円
- 2人乗り 3,000円

どのような行為が「青切符」の対象か

例1 危険性・迷惑性が高い違反 例2 指導警告を受けて、なお違反



運転中のスマホ使用



自動車制動装置不良
(ブレーキなし)



警察官の指導警告を無視して信号無視

自転車安全利用5則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、「車両」です。

一部の例外を除き、原則として車道を通行しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認

自転車と車両の事故のうち **8割が出会い頭や右左折時の事故**であり、その多くが交差点で発生しています。信号や一時停止を守りましょう。

③ 夜間はライトを点灯

自動車や歩行者から自転車の存在を発見してもらうことも大切です。夜間は必ずライトを点けましょう。

④ 飲酒運転は禁止

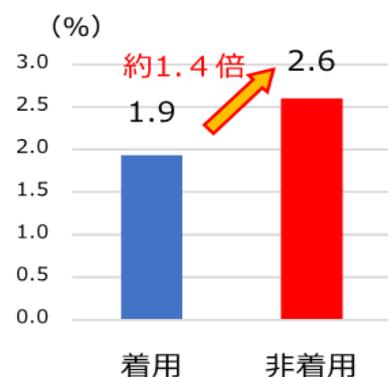
飲酒運転の罰則には「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」があり、自動車と同じように厳しい罰則が適用されます。

⑤ ヘルメット着用



令和6年中の自転車乗用中の死者の約5割が、**頭部を負傷**しており、頭部を保護することは極めて重要です。

ヘルメットは頭部の保護に有効であり、事故に遭った際に命を守ります。



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較
(令和2年～令和6年合計)